

(別表 1) 全国障害者スポーツ大会 競技・種目

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

				競 走							跳 躍			投てき			
				※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム 4×100m リレー	※1 走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーニング投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎				※4◎			◎	◎	◎	◎	◎
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎						▲	◎	◎			
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎			
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎
			6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎
			8	両大腿切断または、両下肢完全											◎	◎	◎
		体幹	9	体幹 ※3	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎
	2	車 脳 い 原 す 性 麻 痺、 以外 用で	10	第6頸髄まで残存	◎	◎				◎							◎
			11	第7頸髄まで残存		※4◎	※4◎		※4◎	◎							◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	※4◎					◎	◎	◎
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※4◎	※4◎		※4◎	◎					◎	◎	◎
			15	その他の車いす		◎	◎		◎						◎	◎	◎
	3	(脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎					◎							◎
			17	けって移動	◎					◎							◎
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎					◎					◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎
			20	その他走不能											◎	◎	◎
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎
			22	その他走可能	◎	◎	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎
	4		23	電動車いす常用						◎							◎
視覚障害 ※5			24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎				◎				◎	◎		◎	◎

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※ 1 フ リ ー リ レ ー 4 × 5 0 m	※ 1 メ ド レ ー リ レ ー 4 × 5 0 m	
障害区分				2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m			
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断または両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			11	多肢切断または、片上肢完全および 片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2	で脳 車 原 性 麻 痺 用 以 外	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	3	(脳 性 麻 痺、 脳 血 管 疾 患、 脳 外 傷 等)	17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
			18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障害 ※2			23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 フリーリレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

３．アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●	●	●
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（いす・車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺 （いす・車いす使用を含む）	●	●		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	●	●	●
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

４．卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害 ※2			15	アイマスク有り ※3		◎
			16	アイマスク無し	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

５．フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害 （ぼうこう又は直腸機能障害）				

6. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす 常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、 脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。

両方が必要な場合は選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

7. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8. バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

9. 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

10. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14. フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

〈参考〉障害区分の解説

■肢体不自由 1

			障害区分名	解 説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
				両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
				片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				上下肢	切断
		多肢切断	三肢以上の切断者		
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全		片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全		片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。）【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上競技）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が1つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由 3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の upper 肢と下肢または片側の upper 肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注 4】
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
			その他走可能	【注 5】
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ることとも両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注 4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注 5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由 4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

■視覚障害

視覚障害	視力 0 から 0.01 まで	【注 6】 【注 7】
	その他の視覚障害	

【注 6】視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力 0、指数弁は視力 0.01 とする。

【注 7】矯正後の良い方の視力が 0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------